

株 主 各 位

大分県大分市三川新町一丁目1番45号

株式会社ジョイフル

代表取締役 穴 見 陽 一

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月20日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月22日（土曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 大分県大分市三川新町一丁目1番45号
当社 4階 大ホール
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第39期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき当社ウェブサイト（アドレス http://www.joyfull.co.jp/company/ir_info.html）に掲載させていただきます。
 3. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.joyfull.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による各種経済政策の実施により、生産及び個人消費を中心とした改善の動きに始まり、補正予算の執行による公共投資の増加につれて住宅投資や設備投資についても改善に向かった結果、緩やかな回復へと転じる状況で推移いたしました。

当外食業界においては、雇用環境や所得に改善の動きが見られるものの、平成26年4月の消費税の増税を控え、外食などの「日常的な支出」については目立った改善が窺えない状況が続いております。あわせて、政府の経済政策による「円高是正」に加え「米国の金融政策の変更」に伴う円安の進行により、輸入品価格の上昇に伴う売上原価上昇への懸念もあり、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは「私たちの街のレストラン」として、子供から年配のお客様に至るまで「気楽な団欒の場」として利用いただけるよう、当社のビジネスモデルの根幹である「お値打ち感を主とした商品の提供」と「お客様視点に立ったサービスの実践」に取り組み続けてまいりました。

商品施策では、「商品開発プロセスの強化」による商品力及び提供品質の向上を軸に、お客様の消費動向を捉えながら多様化する消費者ニーズに対応した商品施策を推進してまいりました。あわせて、原価コントロールの観点から昨年を引き続いて「自社工場製品比率の向上」や「食材の絞込み」を図り、仕入れ食材の高騰による原価上昇の抑制に努めてまいりました。

営業施策では、近年継続的に取り組んでいる「自立した強い店長の育成」の一環から「店舗オペレーション・サービスレベルの向上」のための従業員教育に力を入れるとともに、「採用の強化」と「従業員の能力開発」及び店舗内外の環境整備のために既存店舗の改修に取り組んでまいりました。

また、昨年に引き続いて、投資額を抑えた直営新型ジョイフル10店舗を出店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は580億2千7百万円（前期比1.1%減）、営業利益は26億4千万円（前期比29.9%減）、経常利益は26億5千9百万円（前期比28.9%減）、当期純利益は13億7千2百万円（前期比28.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における店舗数は、直営10店舗及びF C 1店舗の出店、

直営1店舗及びF C 1店舗の退店により、719店舗（直営665店舗、F C 54店舗）となりました。

また、当社は保険代理店業務等を行う特例子会社を所有しておりますが、連結業績に占める割合が極めて軽微なため、セグメント情報の記載を省略しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億9千2百万円で、その主なものは10店舗の新規出店及び既存店舗の改修であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (平成22年12月期)	第 37 期 (平成23年12月期)	第 38 期 (平成24年12月期)	第 39 期 (当連結会計年度 平成25年12月期)
売 上 高 (百万円)	60,692	60,054	58,677	58,027
当 期 純 利 益 (百万円)	1,442	623	1,917	1,372
1株当たり当期純利益 (円)	49.05	21.19	65.22	46.68
総 資 産 (百万円)	27,979	27,320	26,220	24,984
純 資 産 (百万円)	12,007	12,043	13,372	14,016
1株当たり純資産額 (円)	408.30	409.53	454.70	476.61

(注) 第36期において、連結子会社である上海巧芸府餐飲有限公司については、清算終了したため連結の範囲から除外しております。
なお、清算終了時までの損益計算書は連結しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジョイフルサービス	10百万円	100.0%	保険代理事業及び人材派遣事業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、激化する国際競争の中で、少子高齢化社会の急速な進行とそれに伴う国内人口の減少という歴史的な構造変化に対応していかなくてはなりません。この構造変化は、当業界に「直接的な影響」をもたらすことが想定され、あわせて先行きの見えない経済情勢から、予断を許さない経営環境が続くことが予想されます。

さらに、昨今の食の安全性・信頼性に対する世論の監視が強まる中、当社も食をお客様に提供する企業として安全な食材で商品を提供することは、経営上の最重要課題となっております。

このような状況下、当社の強みである低価格帯の商品をお客様に提供し、どのような経済環境・食を取り巻く環境下にあってもお客様に受け入れられる当社のビジネスモデルを追求し続けます。

なお、この実現のために当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

①商品施策：お客様に満足いただける主力商品の開発と食材等の安全性確保

商品施策といたしましては、「売り手（営業）」・「作り手（商品開発）」・「買い手（購買）」が三位一体となった「商品開発プロセス」の磨きこみを行うことで主力商品の開発・既存商品のブラッシュアップを図ってまいります。

また、商品開発段階から店舗調理作業の効率化を考慮し、提供品質の向上を図ります。食材等の安全性につきましては当社の品質管理基準を必要に応じて見直しを行い、食材の品質管理の厳格化を引き続き推進してまいります。

②営業施策：お客様に対するより良いサービスの提供

営業施策といたしましては、QSC（良い品質・良いサービス・清潔な環境）の改善を図ることを最重点施策とし、その上で「採用の強化」と「従業員の能力開発」に力を入れるとともに、お客様により良い「くつろぎの空間」が提供できるよう、店舗内外の環境整備の観点から「既存店舗の改修」に取り組んでまいります。

あわせて、既存店より投資額を抑えた「新型ジョイフル店舗」の outlet と「新業態の開発」を行ってまいります。

③管理施策：コンプライアンスの強化及びコーポレートガバナンスの充実

管理施策といたしましては、社会の構成員として当然に求められるコンプライアンスと社会倫理に基づいた行動を役員及び全従業員が行うことを徹底し、コンプライアンスの強化及びコーポレートガバナンスの充実について取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

ファミリーレストラン事業並びに同事業のフランチャイズチェーン店（F C）の展開

(6) 主要な営業所及び工場（平成25年12月31日現在）

①当 社

本社所在地	大分県大分市三川新町一丁目 1 番45号
本社工場	大分県大分市三川新町一丁目 1 番45号
大分配送センター	大分県大分市下郡3410番 1 号
熊本工場配送センター	熊本県菊池市袈裟尾字下大迫445番 4 号
愛知工場	愛知県豊川市御津町佐脇浜三号地 1 番17号
営業店舗	営業店舗数は、直営店が665店、F C店が54店（山口県 1 店、長崎県25店、福岡県 4 店、大分県 4 店、熊本県 2 店、宮崎県 1 店、鹿児島県 7 店、沖縄県10店）であります。

②子会社

株式会社ジョイフルサービス 大分県大分市三川新町一丁目 1 番45号

地域別店舗分布

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
宮 城 県	14店	京 都 府	9店	徳 島 県	6店
栃 木 県	3店	奈 良 県	5店	愛 媛 県	21店
群 馬 県	7店	滋 賀 県	7店	高 知 県	6店
埼 玉 県	6店	三 重 県	6店	福 岡 県	123店
東 京 都	2店	和 歌 山 県	5店	佐 賀 県	36店
茨 城 県	4店	大 阪 府	5店	長 崎 県	26店
千 葉 県	5店	兵 庫 県	20店	熊 本 県	53店
静 岡 県	6店	岡 山 県	30店	大 分 県	55店
愛 知 県	24店	広 島 県	26店	宮 崎 県	45店
岐 阜 県	12店	鳥 取 県	4店	鹿 児 島 県	58店
富 山 県	7店	島 根 県	10店	沖 縄 県	10店
石 川 県	7店	山 口 県	39店		
福 井 県	1店	香 川 県	16店		

(7) 従業員の状況 (平成25年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,206名	71名増

(注) 従業員数は当連結会計年度末就業人員であり、上記のほかにパート及び嘱託を15,380名雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,194名 (15,380名)	71名増 (341名減)	35.0歳 (35.0歳)	7.0年 (4.1年)

(注) 従業員数は当期末就業人員であり、パート及び嘱託は()内に外数で記載しております。

(8) 借入先の状況 (平成25年12月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社伊予銀行	1,212
株式会社西日本シティ銀行	688
株式会社大分銀行	504
株式会社みずほ銀行	399
株式会社三菱東京UFJ銀行	257
株式会社三井住友銀行	206
三井住友信託銀行株式会社	166
株式会社商工組合中央金庫	113

(注) 借入金残高については百万円未満を切り捨てております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年12月31日現在）

- ①発行可能株式総数 120,000,000株
- ②発行済株式の総数 31,931,900株
- ③株主数 11,142名
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジ ョ イ 開 発 有 限 会 社	10,936,600株	37.1%
ア ナ ミ ア セ ッ ト 有 限 会 社	1,460,000株	4.9%
穴 見 賢 一	955,400株	3.2%
穴 見 陽 一	955,300株	3.2%
西 日 本 信 用 保 証 株 式 会 社	906,000株	3.0%
株 式 会 社 伊 予 銀 行	679,536株	2.3%
ジ ョ イ フ ル 従 業 員 持 株 会	665,512株	2.2%
穴 見 加 代	460,000株	1.5%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	440,000株	1.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	376,000株	1.2%

- (注) 1. 当社は、自己株式（2,523,582株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（2,523,582株）を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第2位を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成25年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役相談役	穴 見 陽 一	ジョイ開発有限会社取締役 衆議院議員
代表取締役社長	穴 見 くるみ	アナミアセット有限会社代表取締役 株式会社ARCADIA代表取締役
取 締 役	初 田 誠 二	内部監査室長 株式会社ジョイフルサービス代表取締役社長
取 締 役	國 吉 康 信	営業本部長
取 締 役	柴 本 太	購買部長
取 締 役	小 野 哲 矢	管理本部長兼経理部長
常 勤 監 査 役	後 藤 研 晶	株式会社ジョイフルサービス監査役
監 査 役	河 野 光 雄	河野公認会計士事務所所長
監 査 役	岡 村 邦 彦	岡村法律事務所所長
監 査 役	河 村 貴 雄	河村会計事務所所長

- (注) 1. 監査役河野光雄、岡村邦彦及び河村貴雄の各氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役河野光雄、岡村邦彦及び河村貴雄の各氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 3. 監査役河野光雄及び河村貴雄の両氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役河野光雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
 ・監査役河村貴雄氏は、税理士の資格を有しております。
 4. 平成25年3月24日開催の第38期定時株主総会において、小野哲矢氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 5. 平成25年3月24日開催の取締役会において、取締役穴見陽一氏が代表取締役相談役に、取締役穴見くるみ氏が代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
 6. 平成25年3月24日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって取締役児玉幸子氏は退任いたしました。
 7. 平成25年11月30日をもって取締役野島豊氏は辞任により退任いたしました。
 (辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況)
 取締役近畿エリアマネジャー

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	142百万円
監 査 役	4	12
(うち社外監査役)	(3)	(7)
合 計	12	155
(うち社外役員)	(3)	(7)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の報酬等の金額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額44百万円（取締役8名に対し44百万円、監査役1名に対し0百万円）が含まれております。
 3. 上記の報酬等の金額には、平成25年3月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、退任取締役1名に対する役員退職慰労金9百万円が含まれております（支給総額20百万円）。

ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 河野光雄	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岡村邦彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 河村貴雄	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約

当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めていますが、現在契約を締結している社外監査役はおりません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨及びその理由を報告いたします。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制の基本方針を取締役会決議で次のとおり定めております。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員・従業員教育等を行う。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的実施する。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について役員・従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程に定め、その情報提供の窓口を内部監査室として運営する。

②取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する事項

情報セキュリティ管理規程及び情報管理規程に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書または電磁的媒体(以下、情報資産等という)に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、情報セキュリティ管理規程及び情報管理規程により、常時これらの情報資産等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部が行うものとする。新たに緊急事態が発生した場合の対応については、危機管理規程に従い、代表取締役若しくは代表取締役が指名した者を危機管理統括責任者

とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、役員・従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、重要事項の意思決定を行う。取締役会に上程すべき事項のより詳細な検討を行うため、取締役が出席して原則として毎週1回経営会議を開催する。職務の執行にあたっては、社内規程に規定された職務権限・職務分掌及び意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び当社の経営職層の従業員に子会社取締役を兼務させ、子会社の法令遵守・リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また当社の内部監査室が子会社の監査を行い、その業務の適正さを確保する。

さらに、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査業務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができる。取締役はその設置に協力するものとする。監査役から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、その間の当該使用者に関する人事異動・懲罰については、あらかじめ監査役の承認を必要とするものとし、監査役は、その人事評価について意見を述べることができる。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役の求めに応じて意見交換会を設定する。また常勤監査役に経営会議をはじめとする社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げない。

(6) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、基本方針並びに体制整備の方針を策定しております。

<基本方針>

- ①反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行わない。
- ②反社会的勢力との取引が判明した場合、速やかに取引の解消に向けて適切な措置を講ずる。
- ③反社会的勢力への資金の提供を一切行わない。
- ④反社会的勢力からの不当要求には応じない。また、反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行う。
- ⑤反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する。
- ⑥反社会的勢力から役員・従業員の安全を確保する。

<反社会的勢力排除に向けた体制整備の方針>

上記方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、役員・従業員に周知する。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制を構築する。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,212	流動負債	7,351
現金及び預金	3,104	買掛金	1,968
売掛金	152	短期借入金	100
商品及び製品	408	1年内返済予定 の長期借入金	1,981
原材料及び貯蔵品	891	リース債務	10
前払費用	343	未払金	447
繰延税金資産	134	未払費用	2,174
短期貸付金	65	未払法人税等	316
未収入金	113	未払消費税等	165
その他	0	賞与引当金	111
貸倒引当金	△2	その他	75
固定資産	19,772	固定負債	3,616
有形固定資産	15,068	長期借入金	1,466
建物及び構築物	6,475	リース債務	100
機械装置及び運搬具	269	退職給付引当金	593
工具器具及び備品	284	役員退職慰労引当金	80
土地	7,905	資産除去債務	1,328
リース資産	104	その他	46
建設仮勘定	28	負債合計	10,968
無形固定資産	59	純資産の部	
投資その他の資産	4,644	株主資本	14,009
投資有価証券	46	資本金	6,000
長期貸付金	410	資本剰余金	2,390
長期前払費用	68	利益剰余金	9,391
繰延税金資産	890	自己株式	△3,771
敷金及び保証金	3,231	その他の包括利益累計額	6
貸倒引当金	△3	その他有価証券 評価差額金	6
資産合計	24,984	純資産合計	14,016
		負債・純資産合計	24,984

連 結 損 益 計 算 書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		58,027
売 上 原 価		20,205
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		35,181
営 業 外 収 益		2,640
受 取 利 息	7	
不 動 産 賃 貸 収 入	65	
受 取 手 数 料	8	
そ の 他	27	108
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
不 動 産 賃 貸 原 価	46	
そ の 他	11	89
経 常 利 益		2,659
特 別 損 失		
減 損 損 失	197	197
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,461
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,035	
法 人 税 等 調 整 額	53	1,088
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,372
当 期 純 利 益		1,372

連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,596	2,390	13,156	△3,771	13,372
当期中の変動額					
利益剰余金から 資本金への振替	4,403	-	△4,403	-	-
剰余金の配当	-	-	△735	-	△735
当期純利益	-	-	1,372	-	1,372
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期中の変動額合計	4,403	-	△3,765	△0	637
当期末残高	6,000	2,390	9,391	△3,771	14,009

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△0	△0	13,372
当期中の変動額			
利益剰余金から 資本金への振替	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△735
当期純利益	-	-	1,372
自己株式の取得	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	6	6	6
当期中の変動額合計	6	6	644
当期末残高	6	6	14,016

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,206	流 動 負 債	7,347
現金及び預金	3,095	買 入 掛 金	1,968
売 掛 金	152	短 期 借 入 金	100
商品及び製品	408	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 リ ー ス 債 務	1,981
原材料及び貯蔵品	891	未 払 金	10
前 払 費 用	343	未 払 費 用	448
繰延税金資産	134	未 払 法 人 税 等	2,172
短期貸付金	80	未 払 消 費 税 等	316
未 収 入 金	112	未 払 消 費 税 等	164
そ の 他	0	預 り 金	7
貸倒引当金	△12	前 受 収 益	19
		賞 与 引 当 金	111
		そ の 他	47
固 定 資 産	19,772	固 定 負 債	3,615
有 形 固 定 資 産	15,068	長 期 借 入 金	1,466
建 物	5,826	リ ー ス 債 務	100
構 築 物	649	退 職 給 付 引 当 金	592
機 械 及 び 装 置	261	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	80
車 両 及 び 運 搬 具	7	資 産 除 去 債 務	1,328
工 具 器 具 及 び 備 品	284	そ の 他	46
土 地	7,905		
リ ー ス 資 産	104	負 債 合 計	10,962
建 設 仮 勘 定	28	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	59	株 主 資 本	14,009
投 資 其 他 の 資 産	4,644	資 本 金	6,000
投 資 有 価 証 券	46	資 本 剰 余 金	2,390
長 期 貸 付 金	410	資 本 準 備 金	2,390
長 期 前 払 費 用	68	利 益 剰 余 金	9,391
繰延税金資産	890	利 益 準 備 金	403
敷 金 及 び 保 証 金	3,231	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,987
貸倒引当金	△3	別 途 積 立 金	10
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,977
		自 己 株 式	△3,771
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
		そ の 他 有 価 証 券	
		評 価 差 額 金	6
		純 資 産 合 計	14,016
資 産 合 計	24,978	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,978

損益計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		58,010
売 上 原 価		20,205
売 上 総 利 益		37,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		35,171
営 業 外 収 益		2,633
受 取 利 息	7	
不 動 産 賃 貸 収 入	66	
受 取 手 数 料	12	
そ の 他	29	115
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
不 動 産 賃 貸 原 価	46	
そ の 他	11	89
経 常 利 益		2,658
特 別 損 失		
減 損 損 失	197	197
税 引 前 当 期 純 利 益		2,461
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,034	
法 人 税 等 調 整 額	53	1,088
当 期 純 利 益		1,372

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,596	2,390	2,390	403	10	12,742	13,156
当期中の変動額							
利益剰余金から 資本金への振替	4,403	-	-	-	-	△4,403	△4,403
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△735	△735
当期純利益	-	-	-	-	-	1,372	1,372
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期中の変動額合計	4,403	-	-	-	-	△3,765	△3,765
当期末残高	6,000	2,390	2,390	403	10	8,977	9,391

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,771	13,372	△0	△0	13,372
当期中の変動額					
利益剰余金から 資本金への振替	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△735	-	-	△735
当期純利益	-	1,372	-	-	1,372
自己株式の取得	△0	△0	-	-	△0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	6	6	6
当期中の変動額合計	△0	637	6	6	644
当期末残高	△3,771	14,009	6	6	14,016

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月4日

株式会社 ジョイフル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 真 一[Ⓐ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博[Ⓐ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジョイフルの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し、適正に表示することにある。適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から合理的と認められる範囲で、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し、適正に表示することにある。適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から合理的と認められる範囲で、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し、適正に表示することにある。適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から合理的と認められる範囲で、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し、適正に表示することにある。適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジョイフル及び連結子会社との重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月9日

株式会社ジョイフル 監査役会

常勤監査役 後 藤 研 晶 ㊞

監 査 役 河 野 光 雄 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 岡 村 邦 彦 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 河 村 貴 雄 ㊞
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第39期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金の総額は、294,083,180円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年3月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

代表取締役の複数選任により、現行定款第14条（招集権者および議長）、現行定款第22条（代表取締役）及び現行定款第24条（取締役会）について所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
<p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、<u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>（代表取締役）</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役2名を選定する</u>。</p>	<p>（代表取締役）</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役1名を定め、他に代表取締役を1名定めることができる</u>。</p>
<p>（取締役会）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>（取締役会）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が複数のときまたは代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	あなみ よういち 穴見 陽一 (昭和44年7月24日生)	平成6年4月 当社入社 平成14年11月 当社副社長 平成15年3月 当社代表取締役社長 平成20年1月 当社代表取締役会長 平成21年3月 当社取締役退任 平成21年11月 当社顧問 平成23年3月 当社代表取締役社長 平成24年3月 当社代表取締役相談役（現任） 平成24年12月 衆議院議員（現任） (重要な兼職の状況) ジョイ開発有限会社取締役 衆議院議員	955,300株
2	あなみ くるみ 穴見 くるみ (昭和47年10月31日生)	平成9年6月 株式会社中国ジョイフル設立取締役経理部長 平成14年11月 当社と株式会社中国ジョイフルの合併により取締役退任 平成23年3月 当社取締役管理本部副本部長 平成23年9月 当社取締役経営戦略室財務戦略担当マネジャー 平成24年3月 当社取締役社長 平成25年3月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) アナミアセット有限会社代表取締役 株式会社ARCADIA代表取締役	39,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">はつた せいじ 初 田 誠 二 (昭和30年12月26日生)</p>	<p>平成15年7月 当社入社 平成16年3月 当社取締役製造部長 平成16年10月 当社常務取締役商品本部長 平成18年10月 当社常務取締役営業企画本部長 平成19年7月 当社取締役内部監査室長 平成21年3月 当社取締役管理本部長 平成23年9月 当社取締役内部監査室長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ジョイフルサービス代表取締役社長</p>	28,992株
4	<p style="text-align: center;">くによし やすのぶ 國 吉 康 信 (昭和49年7月20日生)</p>	<p>平成11年1月 当社入社 平成19年3月 当社取締役商品本部生産物流部長 平成20年3月 当社取締役営業企画本部長 平成21年3月 当社取締役営業本部長 平成22年3月 当社取締役商品本部長 平成23年9月 当社取締役経営戦略室長 平成25年10月 当社取締役営業本部長 (現任)</p>	18,782株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	柴本 太 しほもと ふとし (昭和40年3月14日生)	平成2年1月 当社入社 平成17年2月 当社商品本部製造部長 平成18年9月 当社商品本部購買部長 平成20年12月 当社商品本部長 平成21年3月 当社取締役商品本部長 平成22年3月 当社取締役商品本部副本部長 平成23年9月 当社取締役生産物流部長 平成25年10月 当社取締役購買部長 (現任)	11,023株
6	小野 哲矢 おの てつや (昭和45年2月24日生)	平成18年7月 当社入社 平成18年10月 当社管理本部財務部財務課長 平成20年1月 当社管理本部財務部長代理 平成20年4月 当社管理本部財務部長 平成22年12月 当社管理本部経理部長 平成23年9月 当社経理部長 平成25年3月 当社取締役総務・経理部長 平成25年10月 当社取締役管理本部長兼経理部長 (現任)	2,531株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 再任候補者の所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成25年11月30日をもって辞任により取締役を退任いたしました野島豊氏に対し在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
のじま 野 島 ゆたか 豊	平成22年3月 当社取締役 平成25年11月 辞任により退任

以上

